

場所別のルールも確認しましょう！

Q 自転車が「歩道」を走っていいのはどんな時？

A 以下の条件に当てはまる場合です。

- ▶ 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- ▶ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- ▶ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき

(道路交通法第63条の4、道路交通施行令第26条、交通の方法に関する教則)

この標識が目印!

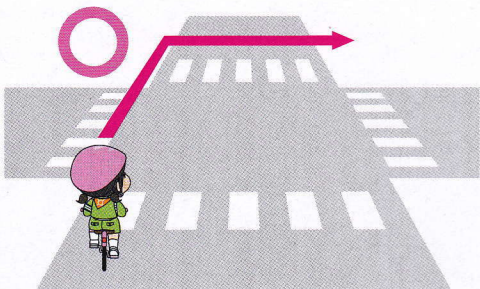


「普通自転車歩道通行可」

Q 「交差点」を右折する際に注意するポイントは？

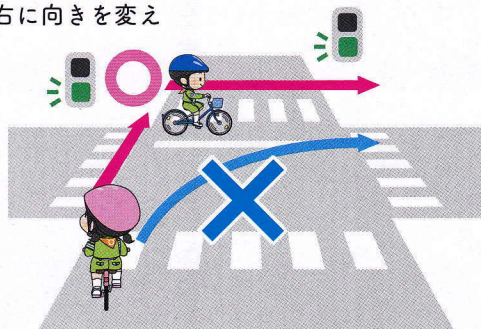
A 信号機がない交差点では

できる限り道路の左側に寄り、交差点の側端に沿ってゆっくり曲がります。



A 信号機がある交差点では

- ① 青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み
- ② その地点で止まって右に向きを変え
- ③ 前方の信号が青になってから進むようにします。
- ④ 自転車横断帯がある場所では、この横断帯を通行します。



▶ 横断歩道

(自転車横断帯が設置されていない)

横断歩道は歩行者の横断のための場所です。横断歩道上に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降りて押して横断するようにしてください。(交通の方法に関する教則)